

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示  
 （昭和十五年国土交通省告示第千三百二十号）

改正案	現行
<p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 路線を定めて定期に運行する細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項又は第二百三十三条第三項の自動車であつて起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項及び第二百三十三条第三項の規定</p> <p>四 （略）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 路線を定めて定期に運行する細目告示第七十七条第三項、第百五十五条第三項又は第二百三十三条第三項の自動車であつて起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第七十七条第三項第二号から第四号まで及び第七号、第百五十五条第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第二百三十三条第三項第二号から第四号まで及び第七号の規定</p> <p>四 （略）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>